

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 29 年 2 月 21 日（火）午前 10 時 30 分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の理事でございました都島区社会福祉協議会会長の中辻豊様が 12 月 11 日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

（黙 祷）

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数 51 名、現在員数 51 名、本日の出席者 35 名、書面による出席 11 名、出席者合計 46 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 7 項の規定によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告申しあげます。

続きまして、新たに、ご就任いただきました評議員の皆様をご紹介申しあげます。

天王寺区社会福祉協議会会長の中野明男評議員でございます。淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫評議員でございます。東淀川区社会福祉協議会会長の吉田正則評議員でございます。鶴見区社会福祉協議会会長の西田捷男評議員でございます。港区民生委員児童委員協議会会長の近江隆司評議員でございます。天王寺区民生委員児童委員協議会会長の一本松三雪評議員でございます。東淀川区民生委員児童委員協議会会長の山本眞路評議員でございます。生野区民生委員児童委員協議会会長の四宮政利評議員でございます。平野区民生委員児童委員協議会会長の黒田義博評議員でございます。なお、西淀川区社会福祉協議会会長の大垣純一評議員、大阪社会民生保健委員長の島田まり評議員、大阪府医師会長の茂松茂人評議員につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

では、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

乾 会 長 （あいさつ）

司 会 ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 6 項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員をお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社協の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により 2 名選任することになっておりますが、こちらか

吉川議長 ら指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、中央区社会福祉協議会会長の浦野評議員と大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いたします。

<第1号議案> ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施(案)について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施(案)について、説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。

第1号議案 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施(案)につきまして、ご説明申し上げます。それでは、資料1の1頁をご覧ください。

まず、事業の目的といたしましては、大阪府で実施されている高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関等に在学している、ひとり親家庭の親に対して、入学準備金を貸付け、修学を容易にすることで資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立と促進を図る貸付事業でございます。

5と6に記載しておりますとおり、貸付原資及び事務費は国庫補助と大阪府の補助金でございます。事業規模といたしましては、一人あたり上限50万円、貸付は単年度最大100人の当面3年間、事務費は単年度720万円以内でございます。

7 貸付金の返還免除につきましては、養成機関を卒業して1年以内に資格を取得し、その資格をいかして就職し、5年間継続して働いた場合は、全額返還免除となりますが、養成機関を卒業して1年以内に資格が取得できなかった人、給付金の受給期間中に養成機関を退学した人、就職しても途中で離職して再就職をしなかった人等は償還となります。1頁の下の7と2頁に当然免除や返還に関しての内容を記載しておりますが、詳細は割愛させていただきます。

3頁をご覧ください。平成28年12月5日現在の各都道府県指定都市の実施予定状況でございます。実施予定団体は、ひとり親家庭等福祉団体及び都道府県社協・指定都市社協となっております。

続きまして、資料7頁をご覧ください。大阪府と協議し、事業についてまとめたものでございます。

対象者につきましては、高等職業訓練促進給付金を受ける者ですが、修学意欲、修学期間中の生活設計、資格取得後の就職の考え方などを十分に確認したうえで決定してまいります。高等職業訓練促進給付金事業につきましては、大阪府の専門職による事前審査をしたうえで決定されておりますので、大阪府と連携・協力しながら事業を進めてまいります。

貸付額につきましては、50万円以内とし、入学金や教材費などの相当分といたします。また、連帯保証人の設定を義務付けます。

返還免除のパターンにつきましては、記載のとおりですが、就職する区域については大阪府内に限定いたしません。また、返還させることが困難であると認められる場合は免除としますが、詳細につきましては大阪府と協議し、規定いたします。

返還免除は本会の実施要綱に基づき決定し、返還免除になれば本会から大阪府への返還は不要とします。

輪違局長　　その他、といたしまして、事業総予算額は1億5千万円、約7割（3年間の貸付見込み）を貸し付けた場合、約3割を事務費（年720万円）に充当可としております。

資格取得して5年間就業し、全額返還免除となることを基本とした事業ですが、途中で退職する等返還事由が発生することも想定されます。

しかし、ひとり親家庭の自立と促進を図るという趣旨からも、免除規定等も整備しながら今年度から事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長　　ただ今説明がありました、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）について、ご意見はございませんか。

山田評議員　　質問させていただきます。事業総予算額は1億5000万円ということで、まずは3年間の貸付という計算になっておりますけれども、返還免除のパターンや免除の条件を見ますと、5年間の就職を義務付けられておりますので、この事業を進めていくにあたり、市社協として5年間の事業として取り組むという認識で良いんですね。また、資料には3年間で約7割を貸し付けた場合、約3割の720万円（約6年分相当）を事務費として充当可と書かれていますが、この事務費720万円を6年で割って使っていくということになるのでしょうか。

輪違局長　　ただ今言われましたように、修学の期間が2年くらい、そこから5年間の就業となりますと、貸し付けてから返還免除となるまで最低でも7年間かかる計算になります。例えば途中退職され、そこから仕事を探されるとなるともっと長い期間になります。予算は3年間で、約7割を貸し付けた場合、事務費は単年で720万円ということになっておりますが、3年以降の分についても事務費としては確保していくということで、こども青少年局とも話をさせていただいております。

山田評議員　　計算でいきますと、300人に入学準備金50万円ということになっておりますが、実質には3年間で210人以上の方に貸付けるという計算になっているんですね。

輪違局長　　約7割を貸し付けた場合、1億5000万円のなかで、1年あたり720万円の事務費が3年間は確保されているという計算になっております。

吉川議長　　他にございませんでしょうか。

ないようでございますので、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

ここで、乾会長から補足説明をお願いいたします。

乾会長　　過日、理事会がございました。理事会でもご指摘がございました。今までの経過もございまして、国や大阪市の補助もございまして、返還不能となった場合にどこが責任をとるのかということについて、市社協が責任を持つことはありませんということ、口頭ではいけないので文書化する、もしくは覚書という声も出まして、

乾 会 長 現在大阪市と話をしている最中でして、最終的には文書として残すことになるかと思いますが、ご報告させていただきます。

＜第2号議案＞ 平成28年度補正予算（案）について

吉川議長 続きます、第2号議案「平成28年度補正予算（案）」について、事務局から説明してください。

輪違局長 第2号議案、平成28年度補正予算（案）についてご説明申しあげます。
先ほどご承認いただきました、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴い、予算の補正を行うものでございます。

まず、資料2〔別紙〕の「平成28年度3次補正予算書（案）総括表」をご覧ください。この総括表は、資料2、平成28年度3次補正予算書（案）1頁の総括表の各科目の収入及び支出の合計額と当期資金収支差額、前期末支払資金残高、当期末支払資金残高を表したものでございます。

今回の補正額につきまして、収入は、表の上段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動収入(1)が補助金収入として1億5,000万円の増でございます。なお、この補助金につきましては、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金積立資産」として積み立てをおこないます。

次に、その他の活動収入(7)が積立資産からの事務費取崩しに伴い320万円の増でございます。支出は、表の中段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動支出(2)が人件費、事業費の支出に伴い82万4千円の増、施設整備等支出(5)が固定資産の取得に伴い237万6千円の増、その他の活動支出(8)が積立資産への積み立てに伴い1億5,000万円の増額でございます。

この結果、補正後の収入額は、右端ボックス体の「補正後予算額」欄の収入計が56億5,058万7千円、補正後の支出額は、「補正後予算額」欄の支出計が56億8,641万8千円となります。

これによりまして、表の下段部分、補正後の当期資金収支差額(11)は、マイナス3,583万1千円となり、前期末支払資金残高(12)5億1,357万6千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は4億7,774万5千円とあいなる次第でございます。

以上、平成28年度補正予算（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 福祉サービス第三者評価事業の廃止（案）について

吉川議長 続きます、第3号議案の「福祉サービス第三者評価事業の廃止（案）」について、事務局から説明してください。

輪違局長 第3号議案 福祉サービス第三者評価事業の廃止（案）につきまして、ご説明申しあげます。資料3をご覧くださいと存じます。

輪違局長

この事業は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質の向上を目的に、公正・中立な第三者評価機関が、事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業で、本会では、平成 19 年度から、当初は介護サービス情報公表事業と一体で実施する体制を整備し、児童福祉分野と社会的養護関係施設の評価について実施してまいりました。

2 頁をご覧ください。この間の事業実績をまとめております。平成 18 年度から 23 年度までは、介護サービス情報公表調査事業と同じ会計区分での精算となっているため、多いときは 4 千万円以上の収入があり、ここから従事職員の人件費も支出してまいりました。しかし、平成 23 年度に介護保険法等の一部を改正する法律により、関係制度の見直しが図られ、第三者評価事業と一体的に実施していたこの介護サービス情報公表調査事業は収束せざるを得なくなりました。平成 24 年度以降は、1 件 30 万円程度の調査評価費で運営してきたため、事務局担当職員の人件費捻出が困難な状況となっています。

3 頁をご覧ください。現状の本事業実施における課題といたしまして、まず、運営面におきましては、評価認証更新には 3 年間で 10 か所以上の実績が要件とされていますが、本会は大阪市内施設を評価対象としているため、直近の評価実績では、次回の認証更新が難しい状況となっています。経営面では、調査評価費の収益だけでは事務局従事職員の人件費確保は困難な状況です。

また、実施体制では、評価調査者の確保や調整が困難であり、さらに、本会事務局の機構改編と人員削減のため、事務局機能を担うための体制整備が困難な状況になっています。

次に、5 に記載しております本会以外の大阪府内の評価機関につきましては、大阪府社協が、保育所では半数近く、社会的養護関係施設では 8 割以上を評価実施している状況です。

4 頁をご覧ください。以上の状況を踏まえまして、今後の第三者評価事業の方針でございますが、今後の評価の質の継続確保のための体制整備や、安定経営の見込み、また、他の評価機関の実施状況などを総合的に勘案した結果、本事業につきましては平成 28 年度末をもって廃止し、今後の大阪市内施設の第三者評価につきましては、大阪府社会福祉協議会他、本事業を広域に実施する他事業者を紹介、移行してまいりたいと考えております。

以上、福祉サービス第三者評価事業の廃止（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 4 号議案＞ 定款及び新定款の一部変更（案）について

吉川議長

続きまして、第 4 号議案の「定款及び新定款の一部変更（案）」について、事務局から説明してください。

輪違局長

第 4 号議案 定款及び新定款の一部変更（案）につきまして、ご説明申し上げます。まずは、現行定款の一部変更（案）についてご説明させていただきます。資料

輪違局長 4の1頁をご覧ください。

第2条の(事業)でございますが、第1号議案でご承認いただきました、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規実施に伴いまして、第2条の第20号に追加し、第20号から第21号を第21号から第22号とするものでございます。

続きまして、新定款の一部変更(案)についてご説明させていただきます。2頁をご覧ください。

第2条の(事業)でございますが、第3号議案でご承認いただきました、福祉サービス第三者評価事業の廃止に伴いまして、第18号を削除し、新規実施いたしません、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を第19号に追加するものでございます。以下の変更点につきましては、租税特別措置法第40条第1項で規定されています特例措置の適用を受ける要件を追記するものでございます。

租税特別措置法第40条第1項の特例措置ですが、個人が法人に対して土地や建物等の財産を寄附した場合、これらの財産は寄附をした時の時価で譲渡したとみなされ、個人がこれらの財産を取得した時から値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象となりますが、寄附先が社会福祉法人等の公益法人である場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたとき、この所得税は非課税となる制度でございます。

変更箇所ですが、第8条として(評議員の資格)、第19条として(役員の資格)、第41条として(保有する株式に係る議決権の行使)を新設し、第32条(基本財産の処分)、第34条(事業計画及び収支予算)、第38条(臨機の措置)の文言を一部追記・変更いたします。

以上、定款及び新定款の一部変更(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 理事の選任(補充)について

吉川議長 続きまして、第5号議案、「理事の選任(補充)」について、説明してください。

西嶋専務 専務理事の西嶋でございます。第5号議案 理事の選任(補充)につきまして、ご説明申し上げます。それでは、お手元にお配りしております資料5をご覧くださいと存じます。

「区社会福祉協議会の代表者」でございますが、現在1名欠員となっておりますことから、現評議員にご就任いただいております福島区社会福祉協議会の吉崎昌作会長に理事としてお願いしたいと存じます。

次に、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」につきまして、3年に1度の一斉改選によりまして、大阪市民生委員児童委員協議会副会長に交替がありましたので、新たに就任されました現評議員にご就任いただいております矢野初憲副会長に理事としてご就任いただきたいと思います。

任期につきましては、現定款に基づきまして、平成29年2月22日から現任期の残任期間であります平成29年6月2日まででございますが、改正社会福祉法附則第13条の規定によりまして、任期は平成29年6月に開催予定の定時評議員会終結

西嶋専務 時までとなりますことを申し添えます。
以上、第5号議案、理事の選任（補充）について説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(異議なし)
異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。
本日もご審議いただき案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
今後の予定でございますが、お手元にお配りさせていただいておりますが、平成29年3月28日（火）午後1時30分から、平成29年度事業計画及び予算についてご審議いただきます評議員会を、たかつガーデンで開催いたしますので、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。